

第3章 開発計画期トルコにおける女性の労働力化と社会政策

著者	村上 薫
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	523
雑誌名	後発工業国における女性労働と社会政策
ページ	91-127
発行年	2002
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00012248

第3章

開発計画期トルコにおける 女性の労働力化と社会政策

はじめに

本章では、1960～70年代のトルコに注目し、社会政策が女性の労働力化過程に及ぼした影響について考察する。開発計画期（planlı dönemi）と呼ばれることも多いこの時期は、五カ年計画が策定され、国家主導で輸入代替工業化と大規模な社会開発が推進されて、高度経済成長が実現した時期にあたり、1970年代後半の経済破綻を経て、1980年1月の経済安定化プログラムの受け入れと、同年9月の軍事介入による政治的社会的混乱の收拾という結末を迎えることになる。1961年に制定された新憲法は、「社会国家」（sosyal devlet）の原則を打ち出し、社会的公正（sosyal adalet）のうちに経済発展を実現させるために、国民の社会・経済生活にたいする国家の介入を要請した。これにもとづいてさまざまな社会政策が整備されたが、これは家族という社会集団やそのなかの女性の地位や役割にたいする介入を含むものだった。そのような「社会国家」的な介入が女性の労働力化過程に及ぼした影響を検討することが、本章の課題である。

1960～70年代という時期をとりあげる理由として、この時期に社会政策が集中的に構築されたこと以外に、トルコのジェンダー研究の動向と関連する理由がある。トルコのジェンダー研究の主要な研究領域のひとつに、女性運動や女性への権利付与の過程を分析することにより国家と女性の関係性を問

う研究がある。このような研究においては、世界的なフェミニズム第二波の影響のもとで、1980年の軍事介入後の政治的真空を奇貨として再び活発化した女性運動を、建国期（1920～30年代）の女性の地位改革の延長線上に位置づける見方が共有されてきた。すなわち、建国期の「上からの」解放（「国家フェミニズム」）は一定の解放を実現させたが、そこで生まれた女性運動の萌芽は要求内容が過激であるとして摘み取られ、トルコ民族主義運動にのみこまれた。しかしそこで諸権利が獲得されたことが1980年代以降の（国家の主導によらない自律的な）解放運動を可能にする地盤となった、という見解が示されてきた（たとえばArat [1991]）。

こうした女性運動研究は、国家と女性の関係性を問い、これについてさまざまな興味深い知見を提供する一方、見落とす問題があったことも否定できない。既存の研究枠組みのなかで見落とされてきたそのような問題のひとつが、本章でとりあげる1960～70年代の国家と女性の関係性である。1960～70年代、とくに1970年代は、女性運動が左翼運動に吸収された時期であり、そのためにフェミニズムの立場に立つ研究者からは女性運動の主体が不在であったとみなされ、研究の対象とされてこなかった⁽¹⁾。しかし、本文で明らかにされるように、この時期には、社会政策的な手段を通じて、家族のあり方や女性の役割にたいする国家の介入が強化される。このような介入は、開発体制が必要とする良質な労働力の再生産者として、あるいは男性労働力にたいして補完的な役割を担う労働力として女性を動員しようとするものであり、トルコにおける国家と女性の関係性の重要な一局面をかたちづくることとなった。

以下では、第1節で、1960～70年代の開発体制の性格規定を試み、社会政策を通じた家族と女性の役割にたいする介入の方向性と概要について述べる。続いて第2節では、この時期に観察された女性の労働力化の動向を概観したうえで、社会政策が現実の女性の労働力化過程に及ぼした影響について、女性公務員を事例に検討する。

第1節 社会政策と女性の位置づけ

トルコにおける社会政策は、労働政策と同義に語られることが一般的である。実際にトルコでは、アングロサクソン型の社会福祉ではなく、ドイツ型の社会保険中心の社会保障システムが構築されてきた。しかし、1961年憲法により国家主導で経済社会開発を進める体制が成立すると、狭義の社会政策としての労働政策以外に、さまざまな領域にわたる社会政策の整備と拡充が行われた。この節では、まずそのような開発体制の性格規定を試み、続いてそこで構築された社会政策について、家族という社会集団やそのなかの女性の地位と役割がどのように想定されているのか概観しよう。

1. 1960～70年代の開発体制と社会政策

この時期の開発体制の性格を考えるうえで考慮すべき要素として、第二次世界大戦後の世界的な福祉国家主義と開発主義（末廣〔1998〕）の潮流の影響、および建国期に形成されたエタティズム（国家主義）の伝統をあげることができる。1961年憲法は、福祉国家的なさまざまな社会権を認めたが、これは戦後新たに制定された仏・伊・西独憲法をモデルとしており、福祉国家の考え方の影響が認められる（Cansel〔1967〕）。だが、1961年憲法の独自性は、これら先進国の福祉国家以上の役割を国家に求めた点にある。すなわち、後発国が経済成長と社会的公正を同時に実現させるためには国家の介入が必要とされる、という考えにもとづいて「社会国家」概念が規定され、戦後の先進国の福祉国家が、すでに経済成長を遂げたうえでその果実の再分配を課題としたのにたいして、社会的公正を実現させながらいかに経済成長を遂げるかが、そのような国家の課題とされた⁽²⁾。1961年憲法では、この「社会国家」の原則にもとづいて、勤労者の生活保障（第42条）、国民皆保険（第48条）、医療サービスの保障と低所得層のための住宅供給（第49条）、教育を受ける

権利の保障（第50条）など、従来の福祉国家的な項目に加えて、社会的公正のうちに経済発展を遂げるための手段として社会・経済・文化への国家の介入が正当化され（第10条）、開発計画の策定・実施機関として国家計画庁（Devlet Planlama Teşkilati）の設立が要請された（第129条）（Sezen [1999: 177-178], Özbudun [1980: 66]）。

このような開発体制は、第1に当時の冷戦体制を背景とする国際的な開発主義の潮流の影響を受けて成立したものであり、そのことは、五カ年計画導入の経緯にみえてとることができる。五カ年計画は、1961年憲法により「社会国家」の必要不可欠な要素と定められたが（第41条）、実際には、新憲法が構想される以前にその導入が決定されていた。すなわち、戦後の冷戦体制下で展開された西側先進国による途上国への開発援助は、開発計画の策定を条件とし、トルコの場合も、マーシャルプランによる援助の受け皿となる計画づくりを当時のOEEC（欧州経済協力機構）から要請された。この1947年計画は、工業部門やインフラ建設を含む総合的なものだったが、トルコをヨーロッパの食料供給基地と位置づけ農業生産の増大を求めるアメリカ人専門家からは「野心的」とみなされて、結局農業援助に関連する部分が実施されるにとどまった（Sezen [1999: 162-164]）。その後、民主党政権（1950～60年）末期にOEECから再び策定の提言がなされ、1960年5月の軍事介入の直前にティンバーゲンら西側の経済専門家が来訪して計画づくりの作業を開始したのである（Sezen [1999: 168]）。この計画は、輸入代替型工業化に重点をおいた産業政策の実施を主軸とし、社会保障、保健衛生、人口計画、教育、住宅供給、農村開発（生活改善、農地改革、農協組織化など）など、多岐にわたる分野で社会政策の諸制度の整備を要請するものであった⁽³⁾。

この五カ年計画の導入過程に象徴されるように、この時期の開発体制は、当時の途上国にたいする標準的な処方箋にもとづいて構想されたものだった。だがそれはまた、トルコ（あるいは中東諸国）に固有ともいえる特徴を備えており、同時期に五カ年計画の国際モデルが導入された、たとえば東アジアや東南アジア諸国における開発主義（末廣 [1998]）とは、いくつかの点で区

別しておかねばならない。

まず、トルコにおける国家主導の開発体制は、その正当性が1961年憲法の社会的公正原則の実現手段であるという点に求められて⁽⁴⁾、経済発展至上主義は否定され、(実際の政策には必ずしも十分に反映されず、またとくに第3次計画以降はそうした主張は後退したが)地域間格差の是正など分配概念が重視された(Sezen [1999: 198-199])。また、戦後の複数政党制への移行と労組活動の活発化(1961年憲法により、労働者のスト権と団体交渉権が認められた)を背景に、高賃金政策と農産物支持価格制度をとおして労働者と農民にたいするポピュリスト的な分配政策が展開されたことも(Boratav [1983])、東アジアや東南アジア諸国の労働統制・抑圧型の開発体制との重要な違いであった。この時期の開発体制がもつこうした分配主義的な側面については、建国期の1930年代に形成されたエタティズムの人民主義的な側面(長沢[1998])の影響を認めることができるだろう。

こうしたポピュリスト的分配政策について付け加えるなら、その背景には、工業化の原資を旧西ドイツなどへの移民労働者からの送金と外国援助という、冷戦構造のなかで発生した外生的収入に依存できたという政治経済的要因があった。この時期の輸入代替型工業化の内実には、輸入材に依存する耐久消費財の組立て産業が中心というものであった。そのような競争力を欠いた対外依存的な工業化の推進により、対外債務は膨張の一途をたどる。しかし、政治的混乱のために軌道修正がきかないまま、結局1977年に経済危機を迎えるまでの1962~76年の間に、トルコ経済は対外債務を膨張させつつ実に年平均7%という高度経済成長を遂げた。この高度経済成長が、ポピュリスト的分配政策を支えたのである(Boratav [1983])。

2. 社会政策の家族像と女性像

本章のテーマとの関連で注目したいのは、このような開発体制のもとで構築された社会政策を通じて、家族という社会集団、とくにそのなかの女性の

地位と役割にたいする国家の介入が強化されたことである。そのような政策は、具体的には、世帯経済の維持に関係する制度（社会保険、家族扶養控除、家族扶養手当など）から、家族の適正規模の維持（家族計画プログラム）、女性労働者の家庭役割にたいする支援（労働基準法）、母体保護（労働基準法）、近代的で合理的な家庭生活の運営に関する女子教育（農村・都市低所得層向けの母親学級）、女性向け職業教育制度の整備まで、さまざまな内容を含む。以下で詳しくみるように、これらの制度では、生計維持者の夫と家事・育児に従事する妻、および子から構成される近代家族型の家族が社会の基本単位として想定され、女性にたいしては家庭の運営者としての役割が重視されると同時に、そのような役割を損ねないかたちで「女性的な」職域での労働参加が奨励された。

こうした家族像や女性像は、近代化改革のシンボルとしてすでに建国期に登場し、たとえば新しい民法の家族像に採用されていたものの、農村人口が大多数を占める当時の社会経済状況のもとでは、中上流階層を除いてほとんど実体化されることはなかった⁵⁾。トルコでは形態的には核家族世帯が常に多数を占めてきたとされるが（Özbay [1998]）、そのような家族の間で近代的な性分業や「家庭」概念の浸透はみられなかったのである。だが、戦後、とくに開発計画期には、賃金労働者が増加し、賃金水準が上昇したことによって、近代家族型の家族の大衆規模での成立を可能とする条件が整う一方で、次節で述べるように女性の主婦志向が強まるなど、そのような家族が望ましいという考え方も中上流階層以外の広範な人々に浸透していった。さらに、これも後述するように、戦後の経済発展と都市化は女性の教育水準を引き上げることとなり、これは近代部門における女性労働力の潜在的な増加につながった。

開発計画期の社会政策は、戦後の経済発展を通じて徐々に進行していたこれらの一連の変化——近代家族型の家族の形成と教育水準の高い女性労働力の増加——を促進することによって、経済政策が要請する良質な労働力の安定供給を可能にする労働力保全的な制度的枠組みを提供することになった。

すなわち、妻である女性には、夫による扶養の保証と引き換えに、将来の労働力である子供と現在の労働力である夫を世話する「労働力の再生産者」の役割を要請する一方、女性自身を男性労働力と補完的な立場にある労働力として育成したのである。開発計画期の社会政策は、たとえば社会保険制度のポピュリスト的分配政策としての側面（Boratav [1993]）や、後述する家族計画プログラムの反共政策的な側面など、多様な要素を含むが、本章ではそのうち、こうした労働力保全政策的な一面に注目することになる。

以下ではこのような社会政策のなかから女性労働に直接関係する職業教育制度と労働基準法の関連項目に注目し、それらが現実の労働力化過程に及ぼした影響を検討する。しかしその作業に入る前に、上にあげた諸制度の概要を、(1)近代家族型の家族の維持、(2)近代的な主婦・母親の養成、(3)女性の労働条件の整備、(4)女性の労働参加の奨励、という四つの分野に分けて確認しておこう。

(1) 近代家族型の家族の維持

開発計画期には、建国期に民法レベルで制度化された近代家族型の家族の経済的自律性を高め、維持強化するための施策が本格的に展開され、これを代表したのが社会保険制度の整備であった。

トルコの社会保険制度は、第二次世界大戦後、複数政党制への移行を背景として、労働者を対象とする各種保険（労災、母子、老齢、医療、障害、死亡保険）や、老齢・障害・死亡保険からなる公務員保険制度（1950年）が段階的に成立していたが、1961年憲法体制のもとで対象の拡大と保障内容の充実がはかられた。1964年に社会保険法（第506号）が制定され、それまで個別に運用されていた労働者向け保険が一本化されたほか、当初、旧労働法の適用者（従業員10人以上の事業所の従業員で、肉体労働あるいは肉体労働と知的労働の双方に従事する者が対象）に限られていた保険の対象がほぼすべての労働者に拡大され、また医療給付の支給対象が加入者の扶養家族と遺族年金の受給者まで広げられた。さらに、1972年には自営業者保険組合が設立され、非

農業部門の自営業者が社会保険制度に組み込まれた。

その結果、勤労者の過半数を占める農民（農業部門の自営者と不払い家族労働者の合計は1980年に1050万人で、経済活動人口の56.7%に相当。SIS [1985]）が排除され、また職能集団ごとに保障内容に差があるなど（たとえば自営業者保険には母子保険制度がない）限界はあるものの、社会保険制度のカバー範囲は格段に広がった。とくに労働者が加入する社会保険は、加入者が1965年の90万人から1980年には220万人へと急増した。その結果、1980年には、扶養家族を含めた受給者数は1846万人にのぼり（そのうち1110万人が社会保険、582万人が公務員保険）、単純に計算すれば、全国民の41%が社会保険制度によってカバーされることとなった（Işıklı [1983]）。

このような進展をみせた社会保険制度において想定された家族像は、民法の家族像を踏襲し、夫婦と子からなる核家族であり、妻子にたいする夫の扶養責任を強調する点を特徴としていた。たとえば、制定時の社会保険法では、被保険者の扶養家族の範囲は以下のように定められた。(1)妻、(2)病気・障害で働けないか、60歳以上の夫、(3)18歳未満の子、ただし中等教育機関在籍者は20歳未満、高等教育機関在籍者は25歳未満、それに年齢に関係なく病気・障害のある子、(4)被保険者による扶養を文書で社会保険機構に要求した父母（社会保険法第106条）。

開発計画期には、このような性分業にもとづく家族を補強するための制度として、このほかに公務員の配偶者扶養手当制度が導入され、また1950年に導入された家族扶養控除制度（家長としての夫が未成年の子と無業の妻について扶養控除を受ける）が1960年の所得税制刷新後も継承されて1980年に廃止されるまで存続した。前者は1944年に公務員を対象に導入された児童扶養手当を、配偶者にも適用したものである。公務員以外の組織労働者も団体協約にもとづいて児童および配偶者扶養手当が支払われ、政府（国家計画庁）の指導により、公務員並みの支給額が保障された。

(2) 近代的な主婦・母親の養成

夫による妻子の扶養の制度的な保障は、妻が家事と育児、すなわち現役の労働力である夫の世話と将来の労働力である子の養育を引き受けるという役割分担を前提としていた。そうした前提にもとづき、開発計画期には、都市や農村の低所得階層の成人女性を主な対象として、主婦養成を目的とする実践的な啓発活動が行われた。家庭運営の責任者としての主婦を養成する試みは、建国期にさかのぼる。すなわち、女子職業教育のための教育機関として女子技能学校(Kız Enstitüleri)が設立され(1928年)、科学的で合理的な家事や育児の方法を教え、家庭の主婦にふさわしい女性を育成するとともに、それらの知識を生かした職業に導くことが目指された(Caporal [1982])。だが、この女子技能学校は、卒業生から教師などが輩出したものの、基本的には中上流階層出身者のための花嫁学校的な役割を果たし、近代化改革の象徴的存在であった⁽⁶⁾。これにたいして開発計画期的主婦養成教育は、生活全般に関する科学的知識(栄養学、保健衛生など)の普及とそのために必要な識字教育をつうじた生活改善をその目的とし、良質の労働力の安定した再生産という現実の要請との密接な結びつきをその特徴としていた。そこでは農村や都市の低所得層をターゲットに、女性が「主婦および母としてトルコ社会において獲得した価値をさらに高めること」を目標に、「主婦として、母親として必要な知識」(ev kadınlığı ve annelik bilgileri)を伝えることが目指された(DPT [1967:180])。

なかでも重要だったのが、家族計画プログラムの導入である。1961年憲法は、「社会の基本的単位である家族、とくに母子の保護、および家族計画の実施」を国家に義務づけ(第35条)、これにより人口妊娠中絶と不妊手術(男女とも)を認める人口計画法が制定されて(1965年)、家族計画プログラムが導入されることとなった。ここでその背景に触れておくと、トルコでは、20世紀初頭の独立戦争で男子を中心に人口が減少し、その後も、第二次世界大戦中の臨戦態勢下(中立を維持し、終了直前に連合国側で参戦)で人口増加は緩慢であった。こうした事態に危機感を覚えた政府は、子だくさんの母親

の表彰など出産奨励策を打ち出すとともに、公衆衛生法と刑法で人口妊娠中絶を禁じ、また避妊具の販売・使用や避妊に関する教育・宣伝活動を禁じた (Sağlık ve Sosyal Yardım Bakanlığı [1984])。しかし戦後、経済発展と衛生条件の向上により、乳幼児死亡率が低下し人口が急激に増加すると、ヤミ中絶に頼る女性の死亡が問題視されるとともに、人口増加は所得分配の悪化と貧困を招くとして経済問題であると認識され、それまでの出産奨励策が転換されることとなった (DPT [1963: 68-69])。さらに、アメリカの積極的な支援もこれを後押しした。当時、アメリカをはじめとする西側先進国は、途上国の人口急増が貧困と悪循環をなし、共産主義の温床をつくると考え、人口抑制政策の支援を自国の国家安全保障戦略の延長上に位置づけていたのである (土佐 [2000])。

宗教的な理由から受胎調節に反対する意見が少なくなかったにもかかわらず、この家族計画政策の導入は効果をあげ、人口増加率は1950年代後半のピーク時の2.85%から1970年代後半には2.07%に低下した (UNICEF [1996:20])。このような成功を導くうえでは、成人女性向けの非公式教育や、後述するような保健医療機関のネットワークが重要な役割を果たし、またトルコ家族計画協会 (Türkiye Aile Planlaması Derneği, 1963年設立) などの官製の公益団体や労組なども動員された。

(3) 女性の労働条件の整備

このような、健康な子を産み育てる母親としての女性の役割の重視は、女性労働者の労働条件の改善というかたちでもみられた。女性の労働条件を規定する法としては、1930年代に成立した公衆衛生法と旧労働法が存在していたが、1961年憲法の要請を受けて制定された労働法 (1967年制定) と公務員法 (1965年制定) により、産む性としての女性と母体の保護 (深夜労働制限、危険労働制限、出産休暇、妊婦労働条件) と、母親としての役割を支援するための制度 (授乳時間、託児施設設置制度) が拡充された⁽⁷⁾。その詳しい内容は、表1にまとめたとおりである。

表1 女性の労働条件

	旧：開発計画期以前	新：開発計画期（1960～70年代）
出産休暇	(労)産前3週間、産後3週間。 (b)(c) (公)産前3週間、産後3週間。 (b)	(労)産前6週間、産後6週間。(e) (公)産前3週間、産後6週間。(d)
出産休暇中の扱い	(労)賃金は2分の1。解雇禁止。(c) (公)公務員の地位保全条項により身分保証。(a)	(労)無給。ただし社会保険により賃金の3分の2を補償。解雇禁止。(e) (公)公務員の地位保全条項により身分保証。(d)
育児時間	(労)(c)産後6カ月間、1日2回各30分の授乳時間 (有給)(b)	(労)1歳まで1日2回各30分の授乳時間(有給)(e) (公)産後6カ月間、1日2回各30分の授乳時間(有給)(b)
育児休業	規定なし	規定なし
託児施設	規定なし	(労)女子従業員数100～300人の事業所は250メートル以内に1歳未満児のための保育・授乳室、同301人以上の事業所は0～6歳児のための保育・授乳室の設置義務。250メートル以上離れる場合は送迎義務。(e) (公)規定なし
危険労働・重労働	(労)原則禁止。出産前3カ月の従事禁止。(b)(c)	(労)原則禁止。従事可能な職種を指定。1年ごとの健康診断。生理中の就労禁止。授乳中の従事は医師診断が必要。(e)
深夜労働	(労)原則禁止。仕事の都合上やむをえない場合にかぎり、その仕事が終わるまで一時的に従事させることは可。(c)	(労)原則禁止。「18歳以上の女子が、器用さや手早さ、集中力を要求される、継続的な軽易な労働に従事する場合」に可能。超過勤務禁止。通勤時の送迎義務。6カ月ごとの健康診断。産後6カ月間は従事禁止。夫も深夜労働に従事する場合は勤務時間調整。(e)

(注) (a): 旧公務員法(1926年制定), (b): 公衆衛生法(1930年制定), (c): 旧労働法(1936年制定), (d): 公務員法(1965年制定), (e): 労働法(1967年制定)および同法にもとづいて制定された細則。(労): 労働者が対象, (公): 公務員が対象。

(出所) 筆者作成。

表1から明らかなように、一般の労働者を対象とする労働法で一定の進展がみられる一方、公務員の労働基準法に相当する公務員法では、出産休暇が延長されたものの労働法よりも短く、授乳時間の条件は旧来どおり公衆衛生法が適用され、託児施設にいたっては何も措置がとられなかった⁽⁸⁾。次節で明らかにされるように、開発計画期には製造業部門の工場労働者とともに、公務員として就労する女性が飛躍的な増加をみせた。そのような女性公務員の増加の少なからぬ部分は、職業教育制度を通じた計画的な女性労働力の育成の成果であった。にもかかわらず、労働者と比較して公務員の家庭役割支援のための制度がほとんど改善されなかった理由のひとつは、公務員労組がスト権と団体交渉権を与えられなかったことに求められるかもしれない。

注意しておきたいのは、新法による女性の労働条件の整備は、子を産み育てる存在としての女性を保護するものであるとともに、使用者に女性労働力の効率的な活用を可能にするものでもあったことである。具体的には、女性の深夜労働および危険・重労働に関する規定の刷新がこれにあたる。新しい労働法は、これらの労働について、旧労働法と同様に原則禁止としながら、例外的に従事する場合の条件を詳細に定めた。とくに深夜労働については、旧労働法では例外規定が濫用されるおそれがある一方で、継続的な従事が認められないなど、労使双方にとって不都合があったが、新法により継続的な就労が認められ、また勤務時間調整など家庭役割との両立のための規定が新たに盛り込まれることになった⁽⁹⁾。後者は、女性労働者とその夫が（職場が同じか否かを問わず）それぞれ深夜労働に従事する場合、女性労働者が希望すれば勤務時間帯を夫のそれと重ならないように設定することを雇用者に義務づけるもので、夜間、子供だけが家に残る事態の防止を目的とする。ただし、夫婦が同じ職場で深夜労働に従事する場合は、夫婦が希望すれば同じ深夜シフトに調整することを雇用者に求めている。これは、夜間、女性が単独で外出することを好ましくないとみなす社会的状況を考慮し、夫婦と一緒に通勤できるようにするための措置である⁽¹⁰⁾。

(4) 女性の労働参加の奨励

開発計画期の社会政策の特徴は、女性の家庭の運営者としての役割が重視されると同時に、職業教育制度の整備を通じて、女性の家庭役割の延長とみなされる「女性的な」職域で、男性労働力にたいして補完的な関係にある女性労働力の育成が目指された点にある。そのような女性労働力の育成政策がとられた背景には、開発政策が要請する労働供給があった。大規模な社会経済開発を進めるにあたっては、技術・医療・教育分野での人材、なかでも中程度の技術をもつ人材の不足の解消が重要な課題とされた（専門家や技術者の不足の深刻さは、たとえば1965年に医師1人あたりの患者数が2900人、また医師1人あたりの補助的人員が看護婦0.44人、助産婦0.59人、衛生士0.18人という数字に表れている DPT [1967: 146-147]）。開発計画期には、そのような中程度の技術をもつ人材の養成を目的に、職業教育制度の刷新がはかられ、そのなかで女性を対象とする職業教育制度が整備されたのである。

開発計画期以前にも、前述の女子技能学校以外に女子の入学が可能な職業教育機関として、小学校教員、助産婦、看護婦、保母、秘書などの養成機関や商業高校も存在したが、小学校教員を養成する教員養成学校以外は、その数は限られ生徒数もわずかであった⁽¹¹⁾。開発計画期には、男子校だった工業職業高校への女子の入学が許可された（1964年）ほか、もともと女子の入学が可能だった職業教育機関について、(1)女子技能学校の制度改革、および(2)小学校教員を養成する教員養成学校と(3)看護婦や助産婦、衛生士などを養成する保健衛生学校の増設と定員増が実施された。

まず(1)の女子技能学校については、それまでの主婦養成から職業人養成へ転換するため、職業高校への昇格が実施され、教育プログラムが改編された。ただし、第1次五カ年計画で、「国内後進地域では引き続き主婦養成のための教育を行うとともに、先進地域では『女性にふさわしい職業』に導くための教育への転換」が要請されたことに示されているように、職業生活においても女性は家庭的存在であることが求められた（DPT [1963: 460-461]）。す

なわち、1974年には男子職業高校と同格の女子職業高校に昇格させる制度改編が行われたが、そこで新規に設置されたコースは衣服製造、栄養学、幼児教育などであった。翌1975年には電気、機械設計などの「男性的な」コースが導入される（Tekeli [1983: 670]）。これは工業職業高校への女子の入学許可と並んで画期的な試みであったが、しかし教育関係者や保護者から反対を受けて、教育プログラムの全面的な組み替えにはつながらなかった。

(2)の教員養成学校と(3)の保健衛生学校の増設と定員増については、公務員の採用枠の拡大と連動していたことに注目しておきたい。このうち、教員養成学校については、戦後のベビーブームによる学齢期児童の増加に対応しており、保健衛生学校は、地域医療の制度改革や家族計画政策の導入により発生した人材需要に対応していた。すなわち、1961年憲法にもとづき、医療サービスの「社会化」(sosyalizasyon)が定められると(第224号法)、ほとんど無料で医療サービスを提供する保健医療機関のネットワークの全国的な展開がめざされた。これによってたとえば、ネットワークの末端組織(住民2500人を対象とする保健所支部 sađlık evi)が、農村部に設置され、家族計画の指導や分娩、伝染病予防などの日常的な保健サービスを提供するなど、きめ細かい保健医療活動が展開されたが、これはそのような活動の中心的な担い手である助産婦や看護婦の需要を、急速に拡大したのである。

第2節 女性の労働力化過程と社会政策

前節では、開発計画期の開発体制が、当時の冷戦構造と開発主義の潮流を主な背景として形成され、そのような体制のもとで構築された社会政策は、開発政策が要請する良質な労働力の安定的な供給のための制度的枠組みを提供したことを確認した。そのような社会政策においては、第1に、近代家族型の家族が労働力再生産の基礎単位とされ、その維持とともに近代的で科学的な家事と育児の実践者としての主婦の育成がはかられた。さらに第2に、

女性には労働力の再生産者としてだけでなく、労働市場への参加が求められた。その場合、新たに需要が拡大した「女性的な」職種が中心とされ、また家庭役割との両立や母体保護が重視された。

この節では、このうち女性の労働力化に直接関係すると考えられる第2の側面に注目し、現実の労働力化過程に及ぼした影響について検討する。結論を先取りするなら、この時期には、開発体制のもとで需要が拡大した小学校教員や看護婦など「女性的な」専門技術職を中心に、女性公務員が急速に増加した。その場合、職業教育制度が中下層出身の女性が公務員労働市場に参入するための入り口として有効に機能していた。しかし、彼女たちが家事と育児を妻の役割とみなす近代的性分業観を内面化している一方で、そのような家庭役割を支援する制度の構築は不十分であったため、とくに出産後は親族の援助など非制度的サービスに依存するか、あるいは退職を選ばざるをえず、社会政策的手段を通じた女性の労働力化は中途半端なものに終わった。以下では、統計的なデータをもとに女性労働の構成の変化を確認したうえで、女性公務員を事例に、職業教育制度と労働基準法（公務員法）が労働力化の過程で果たした役割を検討する。

1. 開発計画期の女性労働

(1) 農業労働市場からの退出と主婦の増加

トルコにおける女性の労働力化率は、第二次世界大戦後、一貫して低下する傾向にあるが、その速度や作用している要因は男性と同じではない。男性の労働力化率が、1955年に95%、1970年に80%、1990年に78%と緩やかに低下したのにたいして、女性の労働力化率は、1955年に72%であったが、1970年までに50%に落ち込み、その後も緩やかに低下して1990年には43%となっている⁽¹²⁾。また、1975年に非経済活動人口（12歳以上）の内訳は、男性は就学者がもっとも多く56.5%（149万人）であったのにたいして、女性は主婦がもっとも多く78.1%（54万人）で、就学者は10.7%（74万人）であった⁽¹³⁾。す

なわち、男性の労働力化率の低下が緩慢で、その主な要因が教育年数の伸長であるのたいして、女性の場合は低下がより急速で、教育年数の伸長よりも主婦の増加が重要な要因であった。

そのような主婦の増加は、同時代の都市化を背景としていた。すでに述べたように、戦後、マーシャルプランの資金援助が導入されて農業が商業化され農産物輸送のための輸送網が整備されると、農村と都市の距離が短縮した。これによって、農村にさまざまな商品や情報が流入し、農村から都市への人口流出が加速した。都市人口比率は、1955年の28.8%から1980年には43.9%に上昇している。一方、都市ではインフラ建設が進められて農村から流入する労働力が吸収されたほか、工業化が本格化して労働者が増加し、また開発計画の導入は公務員の増加をもたらした。これによって、男性の経済活動人口に占める賃金労働者の比率は、1955年の22.3%から1980年には44.7%に上昇した（SIS [1995]）。さらに、冒頭で述べたように開発計画期には高賃金政策がとられ、賃金水準の継続的な上昇が実現した。たとえば社会保険に加入する労働者の実質賃金は、1960年を100とすると1976年には204まで上昇した（Boratav [1993: 111]）。これらの一連の変化は、夫が主たる生計維持者として妻子を扶養し、妻は家事と育児に専念する近代的性分業にもとづく家族の大衆規模での成立を準備したと考えられる。ただし、そのような家族の実態と成立の規模についてはこれまでほとんど研究されておらず、賃金や消費生活に関するデータを用いて実証的に解明される必要がある。これについては今後の課題とし、さしあたり本章では、この時期に統計データ上に出現した大量の「主婦」のなかには、前節で述べた家族維持のための諸制度やポピュリスト的な高賃金政策の恩恵を享受するフォーマル部門の労働者や公務員の妻だけでなく、そうした制度的恩恵から疎外された家族の妻も含まれていたことを指摘しておこう。

トルコでは1950年代から1970年代にかけて、当時の急速な都市化を背景に実地の調査にもとづく都市社会学研究が数多く蓄積されたが、それらの調査の記録は、農村から都市に移動した男性の多くが低賃金で未組織の雑業的な

仕事に就いたこと、彼らの妻の多くは「主婦」(ev kadını)で仕事に就くことは稀だったことを報告している。そのような「主婦」たちの生活は、中上流階層の主婦とはかなり異なるものだった。彼女たちは家計を維持するために、衣服や、当時工業化とともに普及しはじめていた加工食品を購入せず自家製ですませ、庭先で野菜を栽培するだけでなく、しばしば中上流階層の家庭の家事使用人となり、また家内賃労働(内職)に従事した。これらの就労は不定期であるため、あるいは家事の延長とみなされるため申告されないことがしばしばで、統計的なデータに反映されにくい。このことは、「主婦」の中身を考えるうえで注意すべき点である(Şenyapılı [1981])。

農村では農業労働に従事していた女性が、都市では夫の収入が低いにもかかわらず就労せず「主婦」化したことについては、いくつかの要因が考えられる。まず、労働市場における制約があげられる。教育水準が低い農村出身の女性が就ける職は限られ、また独立戦争以来続いていた男性労働力の不足が戦後の人口増加により解消して、女性の労働市場への参入が困難になっていた(Özbay [1990])。また、女性が身内以外の男性と接触することを忌避する伝統的な性的名誉の規範の作用も指摘しておきたい。とくに低所得階層の間では、このような伝統的規範が強く維持されて、匿名性の高い都市空間で女性が家の外に働きに出ることは、高い教育が必要な知的労働を除いて不適切とみなされたからである(村上[1999])。さらに、中上流階層以外の人々の間でも、母性概念や近代的性分業観が規範として人々の間に浸透するという心性面の変化が起きたことも、主婦化を促進する重要な背景となった⁽¹⁴⁾。

(2) サービス業部門における女性雇用の増加

開発計画期には、都市化にともなう女性の脱農業労働力化と主婦化という全国規模の変化が起きると同時に、都市部にかぎるならば女性の労働化率の急速な上昇が観察された。これは、主婦の増加と比べれば小規模な変化だったが、トルコの女性労働史上、見逃せない重要な変化である。すなわち、人口1万人以上の居住地における女性の労働力人口は、1965年の25万人から

1975年に84万人に増加し、これにともなって労働力化率は同期間に5.8%から10.8%に上昇した⁽¹⁵⁾。そのような女性雇用の増加に貢献したのは、サービス業部門の成長である。1955年から1975年にかけて、工業部門の女性雇用量が12万3000人から26万6000人へ、2.2倍に増加したのにたいして、サービス業部門は7万9000人から31万9000人へと、実に4.1倍に増加し、絶対数のうえでも工業部門の女性雇用量を上回った⁽¹⁶⁾。同じ期間に男性雇用量が工業部門で2.1倍、サービス業部門で3.0倍に増加した⁽¹⁷⁾ことを考慮するならば、この時期の都市部における女性の労働力化率の上昇は、サービス業部門の雇用量増加に支えられたものであったことがわかる。

雇用の中身をみるために1975年の女性就労者（12歳以上）について就労部門と職種を組み合わせると、農林水産業部門と鉱業部門を除いた場合、(1)製造業部門の生産職（33.8%）、(2)社会・個人サービス業部門の専門・技術職（20.3%）、(3)社会・個人サービス業部門の管理・行政職（9.6%）、(4)部門が分類不能な生産職（8.6%）、(5)社会・個人サービス業部門の個人サービス職（5.7%）、その他の順になっている⁽¹⁸⁾。つまり、工場労働がもっとも多く、これに次いでサービス業部門のさまざまな雇用が続いている。サービス業部門の女性雇用は、公務員や企業のオフィスワークなどホワイトカラーの雇用が多く、これに次いで家内使用人や事務所清掃など雑業的な低賃金労働となっている。後者の仕事に就いたのは、都市の周辺部に滞留する農村出身の移動者を中心とする低所得層出身の女性である。

ここで注目したいのは、サービス業部門における女性雇用のなかで中心的な位置を占める専門・技術職と管理・行政職である。トルコでは、女子は、男子よりも教育水準が所得水準に強く比例し⁽¹⁹⁾（Kazgan [1978]、Öncü [1981]）、また、教育水準が上昇し教育の専門性が高まるほど、非農業部門での労働力化率が上昇する傾向にある。後者についてはたとえば、1965年に人口1万人以上の居住地の女性人口の最終学歴別の就業率が、小卒未満29.6%、小卒6.2%、中卒11.8%、高卒26.4%、職業中・高卒33.8%、大卒以上が73.8%であったという数字をあげられる⁽²⁰⁾。専門・技術職や管理・行政

職に就くためには一定水準以上の教育を必要とするが、女性の教育水準と労働参加に関するこうした一般的傾向を踏まえるなら、戦後の経済発展と都市化にともなう女性の教育水準の上昇が、これらの職に就く女性の増加の重要な背景となったと推測できる。

そのような女性の専門・技術職や管理・行政職のなかでも、この時期にとくに顕著な増加が観察されたのが公務員であった。女性公務員は、1963～70年に年平均10%（男性5.9%）、1970～76年は同16.2%（男性5.8%）と男性公務員をはるかに上回る速度で増加し、その結果、全公務員に占める女性公務員の比率は、1963年の16.2%から1978年には26.7%へ上昇している（表2、表3）。以下ではこの女性公務員を例にとって、増加の背景と職業生活を送るうえでつきあたる問題の検討を通じて、職業教育制度と労働基準法（公務員法）が

表2 公務員の男女別内訳（1938～80年）

（単位：人、カッコ内%）

	1938	1946	1963	1970	1976	1978	1980
女性	12,716 (9.5)	40,824 (13.5)	72,702 (16.2)	123,812 (19.9)	244,305 (25.3)	272,622 (26.7)	305,347 (23.3)
男性	122,063 (90.5)	192,120 (86.5)	371,167 (83.8)	531,925 (81.1)	718,220 (76.6)	761,155 (73.3)	1,006,896 (76.7)

（出所） Çitçi [1982: 100] にもとづき筆者作成。

表3 公務員の増加と平均年間増加率（1938～80年）

	1938～46	1946～63	1963～70	1970～76	1976～78	1978～80
女性						
増加（人）	17,330	42,656	51,110	120,493	33,317	61,039
平均年間増加率（%）	17.0	8.3	10.0	16.2	6.8	10.0
男性						
増加（人）	70,057	185,049	154,758	186,295	42,935	245,691
平均年間増加率（%）	7.1	5.6	5.9	5.8	2.9	16.2

（出所） Çitçi [1982: 101] にもとづき筆者作成。

実際に女性の労働力化に与えた影響を考察することにしよう。女性公務員を事例として選ぶ理由は、とくにこの時期に顕著な増加を示していることのほか、以下で明らかにされるように、採用された女性公務員の多くはこの時期の開発体制が要請した労働供給に対応するべく政策的に育成されており、時代の申し子ともいえる存在だからである。

2. 公務員労働市場への女性の参入と社会政策の効果

(1) 増加の背景

この時期の女性公務員増加の背景を検討するにあたり、公務員統計のデータを用いて、女性公務員がどのような職種と職位に集中しているのか確認しておこう。表4は、1980年時点での公務員の職域別内訳を示したものである。この表によれば、女性公務員は一般行政部門と教育部門への集中という点で男性公務員と共通するが、そのほかに保健医療部門に集中がみられる。女性公務員は保健医療と教育の2部門に半数近くが集中していることになり、男性公務員と比較した場合、専門的でケア的な職域に集中する傾向が指摘できる。また、それぞれの職域における女性公務員の比率をみると、保健医療と法律の2部門では、女性の比率が突出して高い。とくに保健医療部門では、女性が6割を占めており、絶対数のうえでも唯一男性を上回っている。

次に職位については中下級職が中心で、一般行政部門ではタイピストや事務員、保健医療部門では看護婦や助産婦が多い。たとえば保健医療部門では、女性公務員の8割を看護婦と助産婦が占め、医師は7.9%であった。保健医療部門で働く男性公務員の25.6%が医師であることと比較するなら、女性は補助的な職に就く傾向が明らかである。また1978年度に教員に占める女性の比率は小学校、中学校、高校ともに各4割程度であったが、この比率は1955年度にそれぞれ24.9%、42.8%、47.4%であった。これらの数字は、教育部門のなかでもより下位の職に女性が集中する傾向がこの時期に生まれていることを示している (Çitçi [1982: 111-114])。

表4 公務員の職域別内訳（1980年）

（単位：人，カッコ内％）

	女性	男性	女性の比率（％）
一般行政	112,218 (37.7)	295,384 (31.4)	27.5
補助業務	37,636 (12.6)	179,695 (19.1)	17.3
宗教	761 (0.3)	45,352 (4.8)	1.7
警察	1,462 (0.5)	48,734 (5.2)	2.9
技術	9,771 (3.3)	69,783 (7.4)	12.3
保健医療	44,387 (14.9)	29,988 (3.2)	59.7
教育	91,060 (30.5)	269,181 (28.6)	25.3
法律	744 (0.3)	998 (0.1)	42.7
財産管理	0 (0.0)	1,128 (0.1)	0.0
合計	298,039 (100.0)	940,243 (100.0)	24.1

（注）四捨五入しているため，合計は100%にならない。

（出所）Çitçi [1982: 111] にもとづき筆者作成。

一方，女性比率が高い保健医療部門と法律部門では，上級専門職に就く女性が男性と伍す状況もみられる。女性の医師は，保健医療部門で働く女性公務員のわずか7.9%にすぎないが，（この部門で働く男性公務員がそもそも少ないため）これは医師全体の31.5%に相当している（Çitçi [1982:114]）。また法律部門の公務員は弁護士資格の所持者であるが，その4割が女性であった（表4を参照）。

最後に，表5にまとめた公務員の最終学歴をみると，女性公務員のほうが男性公務員よりも学歴が高い傾向を確認できる。最終学歴が高卒以上の者が女性公務員では7割弱を占めるのにたいして，男性公務員は4割強であり，一方小卒は，男性は4割近いのにたいして，女性は1割あまりにすぎない。こうした学歴構成の男女差は，高学歴の男性は公務員以外の職種に就く傾向があり，高卒レベル以上の学歴をもつ女性にとって，男性との競合が減って公務員労働市場に参入しやすい状況が生まれていたことを示唆している。このような状況を生んだ要因としては，第二次世界大戦後の経済発展と民間部門の成長にともなう公務員の職業的威信の低下を指摘できる（Bozkurt

表5 公務員の最終学歴（1976年）

（単位：人，カッコ内％）

最終学歴	女性	男性
小学校	33,290 (13.7)	269,389 (37.5)
中学校	41,846 (17.1)	119,704 (16.6)
中学校レベルの職業教育機関	839 (0.3)	1,515 (2.0)
高校	26,929 (11.0)	54,820 (7.6)
高校レベルの職業教育機関	96,896 (39.6)	156,078 (21.7)
その他職業技術教育機関	3,563 (1.4)	12,565 (1.7)
高等教育	40,532 (16.5)	104,171 (14.5)
合計	243,895 (100.0)	718,242 (100.0)

（注）四捨五入しているため，合計は100%にならない。

（出所）Çiççi [1982: 102] にもとづき筆者作成。

[1980: 203]。すなわち，建国期のエタティズム体制のもとでは，経済開発を主導する官僚には高い職業的威信がともなった。だが戦時経済で利益を得た資本家が台頭すると，知識層 = 官僚の地位は相対的に低下し，このような傾向は，資本家や商業の大地主に支持された民主党政権（1950～60年）が官僚を冷遇したことによってさらに強まったのである⁽²¹⁾。

一方，表5からはまた，高卒以上の女性公務員には，職業高校の出身者が全体の4割を占めてとくに多いこと，つまり職業高校が女性にとって公務員労働市場に参入するための重要な入り口であったことが確認できる。このことは，戦後の経済発展にともなう女性の教育水準の上昇と男性の公務員離れに加えて，開発体制が要請した労働供給が，この時期に女性公務員が増加する重要な背景であったことを示唆している。国家主導の開発体制のもとでの国家部門の膨張，とくに社会国家的なサービス供給のために拡大した教育・保健医療部門の労働需要とそれに対応する労働力育成政策が，女性の公務員市場への進出を促進したのである。

以上にみてきた女性公務員の職種と職位の分布からいえることを総合するなら，この時期の女性公務員の就労パターンはおよそ以下の四つに分類でき

るだろう。これらは、(1)男性公務員を補完・代替する上級専門職、(2)男性公務員を代替する事務職、(3)男性公務員を代替する中級専門職、(4)男性公務員を補完する中級専門職である。(1)には医師や弁護士、(2)には事務員やタイピスト、(3)には小学校教員、(4)には看護婦や助産婦などが含まれる。(1)は、建国期の男性の人材不足を中上流階層出身の高学歴女性が補完する、トルコのみならず途上国社会で共通して観察されるパターンであり (Öncü [1981]), 共和国初期に成立し、戦後男性の民間部門への流出が起きたことでさらに増加したと考えられる。これにたいして、その他、とくに(3)と(4)は、教育・保健医療分野における中程度の技術をもつ人材の需要拡大とそれに対応する職業教育制度の整備を背景として登場し、この時期に増加した女性公務員のなかで多数を占めたと考えられる。

実際に、この時期の職業教育制度整備の成果をみると、医療・教育分野の専門職養成のなかでも、とくに女性の専門職養成が大きな成功を収めていることがわかる。1960年から1970年にかけて、職業教育機関の在籍女子生徒数は、3万3000人から8万3000人に増加したが、そのうちもっとも生徒数の多い女子技能学校が2万2000人から3万4000人と1.6倍の増加にとどまったのにたいして、看護婦や助産婦、衛生技師などの養成コースがある保健衛生学校は1400人から1万人と7.3倍、小学校教員を養成する教員養成学校は6300人から3万人と4.8倍に増加した。保健衛生学校と教員養成学校ではまた、女子生徒数の伸びが男子生徒を上回り、その結果、女子生徒の割合は保健衛生学校では73.3%から86.1%へ、教員養成学校では27.0%から46.9%に上昇している (Caporal [1982])

ただし、このような生徒数の増加にもかかわらず、専門職公務員の需要が完全に満たされたわけではなかった。第4次計画では、第3次計画期間中(1973~77年)に、小学校教員については、地域的な偏在の問題は残しつつも数的な不足は解消されたこと (DPT [1979: 435-436]), しかし保健医療部門については目標が達成できなかったことが指摘されている。すなわち、同期間に保健衛生学校は35校から53校に増やされたが、卒業生数は目標値を下回

った。その結果、1978年に全国の1365カ所の保健所 (sağlık ocağı) と 5268カ所の保健所支部 (sağlık evi) の公務員定員にたいする供給率は、助産婦は保健所で103%、保健所支部で72%が達成されたのにたいして、看護婦は両者の合計の45%、同じく衛生士は58%しか達成されなかった (DPT [1979: 447, 450, 460])。

以上から、当初の目標の達成は部分的なものではあったものの、職業教育制度の整備がとくに女性の専門職の養成と公務員労働市場への参入に大きく貢献したことがいえる。ここで先行研究との関係に触れておこなうなら、トルコ的女子職業教育については、歴史が古く生徒数も多いことから女子技能学校が代表的な女子職業教育機関とみなされて、その主婦養成機関としての性格を指摘しトルコ革命の女性解放の限界の象徴とみなすアプローチがとられてきた (たとえばTan [1979])。だが、女子技能学校はその波に乗り遅れたとしても⁽²²⁾、開発計画期に女性を対象とする職業教育が主婦養成から実践的な職業教育へ軸足を移し、医療・教育部門を中心に生徒数を伸ばし、多数の女性を専門職として公務員労働市場に送り込んだことは、もっと注目されてよい。

また、女性労働力の社会階層的な構成という観点から付け加えるならば、開発計画期に女性にたいしても実践的な職業教育を受ける機会が広げられたことは、経済発展にともなう女子の教育水準の全体的な上昇もあいまって、それまでよりも低い所得階層出身の女性が公務員となる道をひらいたと考えられる。女性が工場労働や販売員などの不熟練の低賃金労働に就くことは抵抗感をともない、半熟練労働が選好される一方、そのような労働の需要が少ない状況では、低所得階層を中心に、娘を中等教育に進ませることは経済的に合理的でないと考えられてきた (Kazgan [1978])。しかし、開発体制下で、中下級公務員の雇用につながる職業教育の機会が提供されたことは、そうした状況に変化をもたらしたと考えられる。そうした変化を裏づける十分なデータは今回入手できなかったが、たとえば、農村部の小学校教員や、やはり農村部の保健所支部で雇用される助産婦を養成する学校 (いずれも中学校レ

ベル)に農村出身の女子生徒が集中したことは、ひとつの証左となろう (Caporal [1982])。

(2) 就労形態

前節で述べたように、この時期には女性の子を産み育てる母親としての役割が重視されて、働く女性にたいしても、新憲法により母体保護と育児支援のための制度の整備が要請された。だが、結論から述べれば、それらの制度は十分ではなく、この時期に急増した女性公務員の多くは、家庭役割との両立に悩み、結婚や出産を機に退職する傾向がみられた。

Çiççi [1982] が引用する1976年の公務員統計によれば、女性公務員の年齢構成は、34歳以下が71%を占め、年齢層別では18~24歳にもっとも集中している。勤続年数については、5年未満が30.5%、10年未満が60.1%で、いずれも男性を上回るが、反対に20年以上は16.6%でこれは男性を下回っている。これらの数字は、1970年代前半に女性が大量採用されたこと(表3)の反映であるとともに、女性公務員は30代半ばくらいまでに退職する傾向があることを示している(Çiççi [1982: 105-106])。以下では、公務員として働く女性がどのような働き方をし、どのような理由で早期退職に至るのか、トルコの女性公務員に関する唯一のまとまった研究であるÇiççi [1982] のアンケート調査の結果を材料に考察してみよう。

このアンケート調査は、1978年にアンカラの公務員数500人以上の機関を対象に、女性公務員742人を無作為に抽出して行ったものである(回答者731人)。対象者は、年齢構成は35歳以下が84.6%、また最終学歴の内訳は高卒以上(職業高校卒を含む)が65.4%と小卒未満が11.8%で、ここまでは公務員統計にみる全女性公務員の構成とほぼ一致する。しかし、結果的に官庁のみが対象とされたため、事務員(41.2%)とタイピスト(15.1%)が全体の半数以上を占める一方で、専門職従事者(職業高校出身者)がサンプルにほとんど含まれなかった。看護婦はわずか4.9%であり、教師(大学教師を除く)はゼロである。この点で、女性公務員全体の構成と大きく乖離していることに

留意が必要である (Çitçi [1982: 133-134, 137, 144])。この調査では、最終学歴 (小卒, 中・高卒, 大卒以上), 出身地 (農村部, 準都市部, 都市部), 既婚か未婚かによって、回答を区別している。最終学歴は、職位と収入にほぼ比例するとみてよいので、以下では女性公務員の職位別の働き方や意識の違いをみるために、この区分を利用する。

この調査によれば、女性公務員の就労の動機は、大卒 (53%) と中・高卒 (36%) は、教育を生かすためという答えがもっとも多く、小卒は経済的理由がもっとも多い (31%) (Çitçi [1982: 191])。一方、「女性にとっての理想的な生活スタイルは何か」という問いにたいして「職業生活での成功」をあげる者はほとんど皆無であった。もっとも多いのは、学歴を問わず「主婦業 (evkadınlık) と職業生活の両立」(大卒の79.2%, 中・高卒の65.8%, 小卒の65.1%) で、これに大卒 (14.6%) と中・高卒 (17.1%) は「十分な職業教育を受けてそれを仕事に生かすこと」が、小卒 (27.9%) は「よい主婦であること」が続いた。両立を重視する傾向は、既婚者と未婚者の間でも差がみられなかった。これらの結果から、教育水準が上昇するにしたがって社会参加の手段として職業生活をとらえる傾向が強まるものの、高学歴者も含めて、家庭役割と両立させることが職業生活を送る前提とされていることが確認される (Çitçi [1982: 174])。

だが、実際にはそのような両立は困難であることが、女性公務員にとって職業生活を送るうえで最大の障害となっている。すなわち、職業生活上の問題として、小卒および中・高卒の半数以上、大卒も4割が「母・妻役割との両立の難しさ」をあげており、これに「法制度の整備の不十分」を加えると、全体の8割を占める。一方、「女性が受ける教育の不十分さ」や「職場での性差別的待遇」を指摘する者は少数にとどまった (Çitçi [1982: 202])。

実際に、既婚者 (寡婦含む) のうち子供がいる者 (76%。子供数は1~2人が68%) の子供の預け先は、母・義母がもっとも多く (63.1%)、これに年長の子供を含む親族 (12.5%)、託児施設 (12.2%)、ベビーシッター (6.1%) が続く (Çitçi [1982: 156-157])。母・義母を含む親族らに頼り、有料のサービ

スを利用しないこうした傾向は、1980年にアンカラで行われたある別の調査の結果からも確認できる。この調査によれば、3歳以上の子供をもつ女性公務員の子供の預け先は、母・義母（60%）、ベビーシッター（25%）、親族・隣人（11%）の順であった（Çiççi [1982: 117]）。また、育児とともに女性の家庭役割とみなされる家事についても、既婚者のうち、親族や家内サービス労働者の助けを借りるケースはわずかであり（9.9%）、79.3%が自力で解決していた。家内サービスの利用者は大卒公務員が71.4%を占めており、経済的な余裕がありキャリア志向の強い一部の女性公務員のみ家事のために家内サービス労働者を雇用していることがわかる（Çiççi [1982: 159-160]）。こうした状況では、解決を望む問題として、学歴を問わず、「託児所や共同炊事場などの施設の整備」がもっとも多く6割以上を占め、これに「法制度の整備」と「パートタイム・フレックスタイム制の導入」が続いた（Çiççi [1982: 205]）。

このような問題解決がはかられなければ、たとえ就労を社会参加の手段と捉えたとしても、現実に結婚や出産を経て働きつづけるかどうかは、家庭役割と両立させるための経済的社会的コストと収入とが見合うかどうかにかかってくることになる。これは、次のような調査結果からも読みとることができる。すなわち、「女性は結婚後も仕事を続けるべきか」という問いにたいして、「家庭に入るべき」とした大卒および中・高卒はほとんどいなかった（小卒は19.8%）。だが、大卒は64.0%が「家庭の外で職業をもつべき」がもっとも多いのにたいして、中・高卒と小卒は「経済的必要があるら働くべき」がもっとも多く、それぞれ63.2%と61.1%を占めた（Çiççi [1982: 180]）。

この数字を、前述の「女性の理想的な生活スタイル」に関する回答とつき合わせるなら、およそ次のような女性公務員像が浮かび上がるだろう。すなわち、(1)就労を社会参加の手段と捉え、家庭役割との両立は経済力で解決可能な大卒の女性公務員、(2)就労を社会参加の手段と捉えるものの、現実に出産を経て働きつづけるかどうかは、家庭役割と両立させるための経済的社会的コストと収入を比較して判断せざるをえない中・高卒の女性公務員、(3)経

済的理由で就労し、経済的問題が解決すれば退職して家庭役割に専念したい小卒の女性公務員である。

公務員統計のデータによれば、この時期に急増した女性公務員が、職業高校で教育を受けた専門職で、職位的には中・下級の公務員に代表されることはすでに述べた。Çitçi [1982] のアンケート調査は、サンプルに専門職がほとんど含まれておらず、その結果を公務員統計のデータから導かれる知見に単純に当てはめることには慎重さを要する。だが、30歳代半ばまでに退職するものが多いという同統計の分析結果を考慮するならば、そのような専門職の女性公務員の働き方はおそらく(2)のパターンに近かったと考えてよいだろう。仮にそうであるとすれば、この時期に増加した女性公務員の平均的な像は次のように描けるだろう。すなわち、彼女たちはこれまでよりも低い社会階層の出自をもつ公務員労働市場の新規参加者であったが、職業意識の高い労働者として、「女性的な」職域を中心に、開発体制下で発生した新たな労働需要を満たす重要な一翼を担った。しかし、家庭役割にたいする制度的支援が不備であったために、しばしば不本意ながら労働市場からの退出を余儀なくされたのである。

おわりに

本章では、女性の社会経済的地位や役割の制度化の進展という意味で重要な時期である1960～70年代に注目し、社会政策が女性の労働力化過程に及ぼす影響について考察した。その結果は、次のようにまとめられる。この時期の開発体制は、当時の冷戦構造と開発主義の潮流を主な背景として形成され、そのような体制のもとで構築された社会政策は、経済政策が要請する良質な労働力の安定的な供給のための制度的枠組みの提供をその重要な役割のひとつとしていた。そのような社会政策においては、まず、近代家族型の家族が労働力再生産の基礎単位とされて、その維持とともに近代的で科学的な

家事と育児の実践者としての主婦の育成がはかられた。さらに、女性には労働力再生産者としてだけでなく、労働市場への参加が求められたが、これは新たに需要が拡大した「女性的な」職種を中心とし、家庭役割との両立や母体保護が重視された点で、女性を第一に家庭的な存在とみなす考え方と調和するものであった。開発計画期には、職業教育制度を通じて、それまでよりも低い所得階層出身の女性が、小学校教員や看護婦など中下級の専門職などとして育成され、公務員労働市場に参入することとなった。しかし、彼女たちが家事と育児を妻の役割とみなす近代的性分業観を内面化する一方で、そのような役割を果たすための制度的支援は不十分であった。彼女たちの多くは、就労を社会参加の手段と捉えていたが、得られる収入にたいして家内サービス労働の購入は高くついたから、親族や隣人の無償の扶助が得られなければ、結婚や出産を契機に退職を選ばざるをえなかった。

このように、女性公務員の事例をみるなら、社会政策的手段を通じた女性の労働力化は中途半端なものに終わることになった。とくに専門職公務員がこうした就労パターンをとったことは、就労を社会参加の手段とみなす公務員女性本人にとって望ましいものでないだけでなく、男性労働力を補完する労働力として女性を動員し専門的労働力として育成した国家にとっても、教育投資の回収や人材不足の解消という点で、好ましい結果ではなかったはずである。にもかかわらず整合性のとれた制度の構築が実現しなかったのはなぜか。この問題に関しては国会の委員会レベルの議事録が非公開であるなど、女性の労働条件をめぐる政策決定過程における議論を知るための資料が入手できず、また先行研究の蓄積もないため、本章では分析できなかった。これについては今後の課題とし、ここでは、女性労働者の家庭役割にたいする制度的支援が欠落する状況で、親族や隣人の扶助、あるいは家内サービス労働の購入によってそれが代替されるという図式が示唆するところについて述べ、結びにかえたい。

すでに述べたように、開発計画期の社会政策においては、建国期に導入された家族像が踏襲され、近代的性分業を行う家族が労働力再生産の単位とみ

なされ、その経済的な自立が目指された。しかし、実際には、そのような政策がどの程度成功したかは明らかでない。第1節で述べたように、戦後の経済発展は農村から都市に向かう大規模な人口移動を発生させ、これにともなって統計データ上に稼ぎ手の夫と主婦の妻からなる家族が大量に出現した。だがそのなかには、周縁的な雇用に吸収され、制度的恩恵からは疎外されてセーフティーネットとして農村の親族や同郷の移動者との相互扶助に依存せざるをえない家族が、数多く含まれていたと推測されるからである。

トルコ社会においては、近代的性分業を行う家族であっても、西欧社会で歴史的に成立した近代家族と比較して、情緒的な結びつきや資源、労働力を外部に依存し、閉鎖性が低い傾向にあることが指摘されてきた (Kandiyoti [1987], Olson [1982], Duben [1982])。こうしたいわばトルコ型近代家族の形成は、伝統的な同性の社交ネットワークの存在を重要な背景としていたとされる。すなわち、トルコのジェンダー研究の先駆けでもある人類学者のカンディヨティによれば、中東イスラム社会においては、イスラムに由来する家父長的な男女隔離の規範が作用するため、同性との社会関係の重要性が相対的に高くなり、同性どうしの社交ネットワークが構築される。そのような状況では、夫と妻はそれぞれ同性とのネットワークを維持して情緒的な満足を得るほか、情報や資源、労働を交換し、西欧的な夫婦中心主義とは対照的な、オルソンの表現をかりれば、「二つの焦点をもつ」(duofocal) 家族が形成されてきた (Kandiyoti [1987], Olson [1982])。

このようなトルコ型近代家族の性格と、社会政策の保障内容や適用範囲の不十分さを結びつける拙速な議論は控えなければならない。そのような議論を展開するためには、本文でも指摘したように、近代家族の実態と成立の規模を、社会階層間の多様性に留意しつつ実証的に明らかにする作業がまず必要となろう。ここでは、伝統的な男女隔離の規範に加えて社会政策の不十分さが、とくに低所得階層の間で、閉鎖性の低い外部依存的な近代家族を成立させる要因のひとつとなった可能性を指摘しておくにとどめたい。

本章の事例との関係で重要となるのは、中東イスラム社会において、女性

の専門職への華々しい進出が、この社交ネットワークを通じた親族・隣人の援助や家内サービス労働者の調達によって可能になっているというカンディヨティの指摘である (Kandiyoti [1987])。ただし、このカンディヨティの議論にはいくつか留意すべき点がある。まず、親族間の無償の相互扶助と家内使用人の雇用がひとくくりに論じられているが、一定の所得階層以下ではその区別が重要となる。本章の事例では、中下級公務員の女性が同性との社交ネットワークを通じて調達するのは無償の援助であり、家内サービス労働の購入は現実的な選択肢ではなかった。さらに、社交ネットワーク自体の性格の変容にも考慮する必要がある。たとえば、都市化が進行する1950～60年代を境として、家内サービス労働力の中心は、それまでの住み込みの奉公人から農村出身の通いの使用人へ移ったが (Şenyapılı [1981])、これはより非人格的な雇用関係の成立につながったと考えられる。以上の点を留保したうえでカンディヨティの議論を援用するなら、次のような暫定的な結論を導けるだろう。すなわち、開発計画期に急増した女性公務員の多くは、男性労働力にたいして補完的な専門職として国家の手で育成された。彼女たちにたいしては同時に、結婚後は家事と育児の責任者であることが要請されたが、しかしそのような理想を実現するための制度的な支援はほとんど講じられず、「伝統的な」社交ネットワークが社会政策の代替的機能を果たすことになった。この女性公務員の事例に関していえば、開発計画期の社会政策は、たんに外部に依存的なトルコ型近代家族の存続を許すにとどまらず、たとえ意図された結果ではないとしても、そのような家族を、経済政策が要請する労働力供給の確保のために搾取する構図を成立させてきたといえるだろう。

〔注〕

- (1) こうした女性運動研究から距離をおき、建国期から現在にいたる女性団体の組織化と活動内容の変遷を網羅的に紹介した文献として、たとえばEdiz [1994] がある。
- (2) そのような意味で、しばしばトルコにおける「社会国家」は、すなわち「開発主義」(kalkınmacılık) であると説明される (Tunaya [1975], Sosyal

[1993]}。

- (3) トルコは建国期の1930年代に革命6原則のひとつとしてエタティズムを打ち出し、五カ年計画にもとづく国家主導の工業化を試みている。そのため、1960年代の五カ年計画は、第二次世界大戦時の戦時経済体制の導入により中断したこの建国期の五カ年計画の再開と位置づけられることもある。ここで、当時の開発計画と1960年代のそれとの違いを述べておこなうなら、後者は、国際的な開発モデルの影響を受け、戦後のマーシャルプランによる資金援助を端緒とする対外依存の構図を背景にもった点で、前者と異なっていた。すなわち、両者ともその経済ナショナリズムを特徴とするが、建国期の五カ年計画が、世界大恐慌の国内への波及を教訓として一次産品輸出への依存からの脱却と経済的自立の達成を目標とするエタティズムに裏うちされていたのにならして、1960年代の五カ年計画は、国際援助を受けるために必要な手段として策定されたという経緯をもつ。また内容的にも、建国期の計画では、経済成長と国際収支の予測に立つマクロ経済目標の設定が行われたわけではなく、「投資計画の一覧」を超えるものではなかった（Sezen [1999: 143]}。
- (4) ただし、国家が社会的公正をどの程度まで実現すべきかについては、1950年のインド憲法にならって、具体的な基準は設定されず柔軟性が与えられた（Soysal [1993: 58]}。
- (5) 建国期の家族像と女性像の形成について簡単に述べておこなうなら、オスマン帝国が解体し、新生のトルコ共和国が誕生する（1923年）過程では、オスマン＝イスラム帝國的な伝統から脱却し、国民国家の建設を目指してさまざまな領域で近代化改革が進められた。なかでも、伝統性や後進性の象徴的存在とみなされた女性の地位改革は重要な課題とされた。これによって、複婚（一夫多妻）が禁じられて女性にも離婚請求権が与えられ、また教育と労働の権利が認められ、欧米先進国に先駆けて選挙・被選挙権が認められた。ただし、これらの諸改革は、家族関係の世俗化、およびそれを通じた近代的な国家国民関係の構築というより大きな目的のなかに位置づけられており、「女性の解放」はそのかぎりにおいて行われた。すなわち、近代化改革のひとつの柱は、性と年齢のヒエラルキーにもとづく家父長的な伝統的社会関係から、対等で情緒的な関係で結ばれた男女がつくる夫婦家族を切り取り、そのような家族を単位として国家が伝統的社会集団を介さずに直接人々を国民として掌握することにあった。「家族関係の近代化」は、そのような意図に沿って進められ、あくまでも「新しい男性」にふさわしい妻と母の養成という文脈で新たな女性像を切り開こうというものであった。新たな女性像においては、「国民の母」として女性の母性が強調され「新しい男性」の妻にふさわしい教養を身につけることが求められた。同時にまた、女性は職業をもち社会に貢献することが奨励されたが、その目的は、女性の「公的領域」（学校、職場、慈

- 善活動など)への進出それ自体ではなく、彼女たちの保護者である夫や父の進歩性を示すものとして容認されたのである(Durakbaşa [1998], Kandiyoti [1990])。
- (6) たとえば、当時のある教育省幹部の証言によれば、女子技能学校に娘を通わせることが、新首都アンカラの議員や高級官僚の間で流行し、同校の生徒の大半が彼らの娘であったという(Tan [1979: 210-211])。
 - (7) 新しい労働法は家内労働者や農業賃金労働者などの例外を除いて労働契約にもとづいて賃金支払いを受ける被用者すべて(ただし別途労働基準法を制定された海員および出版報道関係者を除く)を対象とした。1967年に制定された931号労働法は、1970年に制定手続きが違憲とされて失効し、翌1971年に同一内容の1475号労働法が改めて制定された。
 - (8) 公務員は、労働法に20年遅れて、1987年に内閣決議により有料の託児施設の設置が定められた(Kontaş [1992])。
 - (9) 女性の深夜労働への継続的な従事が解禁されるにあたっては、産業界、とくに織物・紡績業界からの強い要望があった(Altan [1980: 149])。
 - (10) アンカラ大学政治学部メフメット・アリー・シューレ氏の教示による。
 - (11) たとえば1942年に職業教育機関に在籍する女子生徒は7246人で、そのおよそ5割が女子技能学校、3割が教員養成学校に学んでいた(Tan [1979: 206-207])。
 - (12) SIS [1995]、12歳以上が対象。ただし1955年は15歳以上。
 - (13) SIS [1975]のデータを用いて筆者計算。
 - (14) そのような変化についてまとまった研究はないが、この時期をとりあげる数少ないジェンダー研究の成果からいえることは、これらの概念はおそらくナショナリズムや近代化とは別の論理のもとで再編され、それによってより多くの人々の間で受け容れられたということである。すなわち、戦後の新興ブルジョワジーの台頭(および、それにともなう建国期に社会的威信を独占した知識人・官僚層の地位の相対的な低下)と経済発展、およびアメリカ型消費文化の流入は、豊かな消費生活という価値を生み出すことになった。これにともなって、近代化改革の恩恵を直接受けることのでなかった農村部や都市の低所得階層出身者にとっては、学校教育を通じて教え込まれる近代化イデオロギーと結びついた質実な「よき母、よき妻」という主婦像よりも、雑誌や映画などのメディアを通して伝えられる、あるいは家事使用人として働きに出た先で目にする、この新しい価値を体現する都市の富裕層の主婦こそが憧憬の対象となった(Kandiyoti [1982], Özbay [1990])。たとえば農村女性にとっては、都市に移り住んで「都会の主婦」(kentli evkadını)や「自分の家庭をもつ女性」(kendi evinin kadını)になることは、夫の母ら年長女性の支配と重労働からの解放だけでなく、社会階層的な上昇を意味した(Özbay [1990])。

女性の役割としての「主婦」は、戦後の経済成長を背景として、ナショナルリズムや近代化イデオロギーとは無関係に、物質的な豊かさを象徴する生活様式として捉えなおされたことによって、近代化改革から疎外された人々の間で価値として浸透したのである。

- (15) SIS [1965] およびSIS [1975] のデータを用いて筆者計算。1965年は15歳以上、1975年は12歳以上。
- (16) Tan [1979: 118] から引用した1955年センサスのデータ、およびSIS [1975] のデータを用いて筆者計算。
- (17) 同上。
- (18) SIS [1975] のデータを用いて筆者計算。
- (19) たとえば、1974年度の大学入学試験合格者を対象に教育省が行ったアンケート調査の結果によれば、男子合格者の父親の職業は、公務員32.1%、農民20.5%、労働者13.4%、小売業・職人12.4%、実業家・商人11.9%、自由業9.2%の順であった。これにたいして女子合格者の父親の職業は、公務員42.2%、実業家・商人および自由業がそれぞれ14.9%、小売業・職人11.8%、労働者9.0%、農民7.2%の順であり、男子の場合と比較して農民が少なく、実業家・商人および自由業が多かった。この結果は、女子の方が男子の場合よりも、所得水準が大学進学率に強く比例することを示している（Çitçi [1982: 125] より引用）。
- (20) SIS [1965] のデータをもとに筆者計算。ただしデータの都合上、就業人口は15～64歳、学歴別人口は11歳以上が対象。また就業人口は失業者を含まない。小卒未満の数字には、農業労働が多く含まれると推測される。
- (21) 1965年の公務員法制定の目的のひとつは、深刻な人材流出を防ぐため、給与体系の再編などを行い公務員の待遇を改善することにあった。
- (22) 女子職業高校に昇格した1974年度に、卒業生の進路は、「不明」が38.8%で最も多く、以下、求職中（22.9%）、進学（19.3%）、専門分野で就職（10.5%）、非専門分野で就職（7.9%）の順であった。「不明」には主婦の予備軍が含まれると考えられる。このような数字は、労働需要に見合った職業教育が実施されていないことに加えて、職業高校への転換に保護者が強く抵抗したことに示されるように、生徒側にも「花嫁学校」の伝統への期待が強かったことを示している（Tan [1979: 211, 213]）。

〔参考文献〕

<日本語文献>

土佐弘之 [2000] 『グローバル/ジェンダー・ポリティクス』世界思想社。

- 末廣昭 [1998] 「発展途上国の開発主義」(東京大学社会科学研究所編『20世紀システム 4 開発主義』東京大学出版会)。
- 長沢栄治 [1998] 「中東の開発体制 エジプトにおけるエタティズムの形成」(東京大学社会科学研究所編『20世紀システム 4 開発主義』東京大学出版会)。
- 村上薫 [1999] 「トルコの工場女性労働とジェンダー規範」(『アジア経済』第40巻第5号, 5月)。

外国語文献

- Altan, Ömer Zühtü [1980] *Kadın İşçiler ve Türkiye'de Kadın İşçilerin 1475 Sayılı İş Kanunu ile Korunması* [女性労働者, およびトルコの1475号労働法による女性労働者の保護], Eskişehir: Eskişehir İktisadi ve Ticari İlimler Akademisi Yayınları.
- Arat, Yeşim [1991] “1980'ler Türkiye'sinde Kadın Hareketi: Liberal Kemalizmin Radikal Uzantısı [1980年代トルコの女性運動: リベラルなケマリズムのラディカルな拡大],” *Toplum ve Bilim*, 53, Bahar.
- Boratav, Korkut [1983] “Türkiye'de Popülizm: 1962-1976 Dönemi Üzerine Notlar [トルコのポピュリズム: 1962-1976年の時期に関する覚え書き],” *Yapıt*, sayı 1.
- [1993] *Türkiye İktisat Tarihi: 1908-1985* [トルコ経済史: 1908-1985年], İstanbul: Gerçek Yayınevi, 4.baskı.
- Bozkurt, Ömer [1980] *Türkiye'de Kamu Bürokrasisinin Sosyolojik Görünümü* [トルコにおける公務員の社会的特質], Ankara: Türkiye ve Orta Doğu Amme İdaresi Enstitüsü.
- Cansel, Erol [1967] “Sosyal Devlet ve Aile [社会国家と家族],” *Ankara Üniversitesi Hukuk Fakültesi Dergisi*, ciltXXVI, sayı3-4.
- Caporal, Bernard [1982] *Kemalizmde ve Kemalizm Sonrasında Türk Kadını* [ケマリズムおよびケマリズム後のトルコ女性], Ankara: Türkiye İş Bankası Kültür Yayınları.
- Çitçi, Oya [1982] *Kadın Sorunu ve Türkiye'de Kamu Görevlisi Kadınlar* [女性問題とトルコの公務員女性], Ankara: Türkiye ve Orta Doğu Amme İdaresi Enstitüsü Yayınları.
- DPT (Başbakanlık Devlet Planlama Teşkilatı) [1963] *Kalkınma Planı: Birinci Beş Yıl(1963-1967)* [第一次五カ年開発計画], Ankara.
- [1967] *Kalkınma Planı: İkinci Beş Yıl (1968-1972)* [第二次五カ年計画], Ankara.
- [1973] *Kalkınma Planı: Üçüncü Beş Yıl (1973-1977)* [第三次五カ年計画], Ankara.
- [1979] *Kalkınma Planı: Dördüncü Beş Yıl (1979-1983)* [第四次五カ年計画],

Ankara.

Duben, Alan [1982] “The Significance of Family and Kinship in Urban Turkey,” Çiğdem Kağıtçıbaşı ed., *Sex Roles, Family and Community in Turkey*, Bloomington: Indiana University Turkish Studies.

Durakbaşa, Ayşe [1998] “Cumhuriyet Döneminde Modern Kadın ve Erkek Kimliklerinin Oluşumu: Kemalist Kadın Kimliği ve Münevver Erkekler [共和国期における女性と男性の近代的アイデンティティの生成 : ケマリスト女性のアイデンティティと開明的男性],” *75 Yılda Kadınlar ve Erkekler*, İstanbul: Tarih Vakfı Yayınları.

Ediz, Zerrin [1994] “Cumhuriyet Döneminde Türkiye’deki Kadın Örgütlenmeleri: Kadın Hakları Açısından Bir İnceleme (1923-1993) [共和国期トルコにおける女性の組織化 : 女性の権利の観点から],” Doktora tezi, İstanbul Üniversitesi.

Işıklı, Alpaslan [1983] “Sosyal Güvenlik [社会保障],” *Cumhuriyet Döneminde Türkiye Ansiklopedisi*, İstanbul: İletişim Yayınları.

Kandiyoti, Deniz [1982] “Urban Change and Women’s Roles in Turkey: an Overview and Evaluation,” Çiğdem Kağıtçıbaşı ed., *Sex Roles, Family and Community in Turkey*, Bloomington: Indiana University Turkish Studies.

[1987] “Emancipated but Unliberated?: Reflections on the Turkish Case,” *Feminist Studies*, vol.13, no.2, Summer.

[1990] “Ataerkil Örüntüler: Türk Toplumunda Erkek Egemenliğinin Çözümlemesine Yönelik Notlar [家父長制のパターン : トルコ社会における男性優位の分析に関する覚え書き],” Şirin Tekeli der., *1980’ler Türkiye’sinde Kadın Bakış Açısından Kadınlar*, İstanbul: İletişim Yayınları.

Kazgan, Gülten [1978] “Türkiye’de Kadın Eğitimi ve Kadın Çalışması: Nedenler, Etkiler, İlişkiler ve Sonuçlar [トルコにおける女性の教育と就労 : 要因 , 影響 , 相互関係および結果],” *Toplum ve Bilim*, 5, Bahar.

Kontaş, Mehmet [1992] “Çeşitli Ülkeler ve Türkiye’de Uygulanan Aileye Yönelik Politikalar ve Türkiye için Politika Önerileri [諸国家およびトルコにおける家族政策 , およびトルコのための政策提言],” Yayınlanmamış uzmanlık tezi, Ankara: Devlet Planlama Teşkilatı.

Olson, Emilie A. [1982] “Duofocal Family Structure and an Alternative Model of Husband-Wife Relationship,” Çiğdem Kağıtçıbaşı ed., *Sex Roles, Family and Community in Turkey*, Bloomington: Indiana University Turkish Studies.

Öncü, Ayşe [1981] “Turkish Women in the Professions: Why So Many?,” Nermin Abadan-Unat ed., *Women in Turkish Society*, Leiden: E.J.Brill.

Özbay, Ferhunde [1990] “Kadınların Eviçi ve Evdışı Uğraşlarındaki Değişme [女性の家庭内外での活動の変化],” Şirin Tekeli der., *1980’ler Türkiye’sinde Kadın*

- Bakış Açısından Kadınlar*, İstanbul: İletişim Yayınları.
- [1998] “Türkiye’de Aile ve Hane Yapısı: Dün, Bugün, Yarın (トルコにおける家族と世帯の構造: 過去, 現在, 未来),” *75 Yılda Kadınlar ve Erkekler*, İstanbul: Tarih Vakfı Yayınları.
- Özbudun, Ergun [1980] “Income Distribution as an Issue in Turkish Politics,” Ergun Özbudun and Aydın Ulusan eds., *The Political Economy of Income Distribution in Turkey*, New York and London: Holmes and Meier Publishers.
- Sağlık ve Sosyal Yardım Bakanlığı [1984] *Aile Planlaması Ders Kitabı* [家族計画教則本], Ankara.
- Sezen, Serije [1999] *Devletçilikten Özelleştirmeye Türkiye’de Planlama* [エタティズムから民営化へ向かうトルコの開発計画], Ankara: Türkiye ve Orta Doğu Amme İdaresi Enstitüsü.
- SIS (Prime Ministry State Institute of Statistics) [1969] *Census of Population: Social and Economic Characteristics of Population 1965*, Ankara.
- [1982] *Census of Population: Social and Economic Characteristics of Population 1975*, Ankara.
- [1985] *Statistical Year Book of Turkey 1985*, Ankara.
- [1995] *Women in Statistics: 1927-1992*, Ankara.
- Soysal, Mümtaz [1993] *100 Soruda Anayasanın Anlamı* [憲法の意味について100の質問], İstanbul: Gerçek Yayınevi, 10.baskı.
- Şenyapılı, Tansı [1981] *Gecekondu: ‘Çevre’ İşçinin Mekanı* [ゲジェコンドウ: 周辺の労働者の空間], Ankara: Orta Doğu Teknik Üniversitesi.
- Tan, Mine [1979] *Kadın: Ekonomik Yaşamı ve Eğitim* [女性: 経済生活と教育], İstanbul: Türkiye İş Bankası Kültür Yayınları.
- Tekeli, İrhan [1983] “Osmanlı İmparatorluğu’ndan Günümüze Eğitim Kurumlarının Gelişimi [オスマン帝国から今日に至る教育機関の発展],” *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi*, İstanbul: İletişim Yayınları.
- Tünaya, Tarık Zafer [1975] *Siyasi Müesseseler ve Anayasa Hukuku* [政治制度と憲法], İstanbul: İstanbul Üniversitesi Yayınları, 3.bası.
- UNICEF [1996] *Türkiye’de Anne ve Çocukların Durum Analizi* [トルコにおける母子をめぐる状況の分析], T.C. Hükümeti-UNICEF İşbirliği Programı, Ankara.